

在宅療養を支援する

専門職の皆さま



急変したら!?

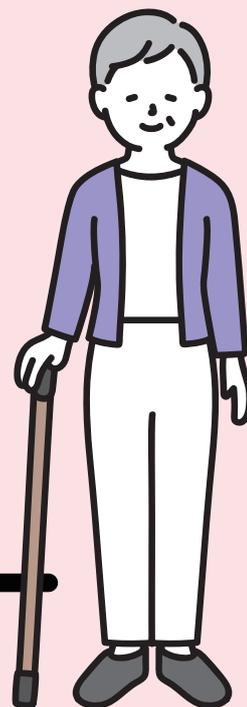
お金のことって…

親族はいるの？

おひとりさま 支援の手引き

身寄りのない高齢者の支援については、具体的ではなくとも、「こんな支援が要るかも…」「この辺を聞いておかないと…」と感ずることがあると思います。

また、利用者から「誰にも迷惑を掛けたくない」「誰も頼れる人がいないけど、死んだらどうなるの？」と聞かれた事があるケアマネジャーも多いと思います。状況に応じた場面ごとに確認しておくべきポイントを把握し、どの利用者でも「想定内」の対応がとれる、そんな手引きをつくりました。



はじめに ご確認ください

この手引きは支援を必要とする身寄りのない高齢者等の在宅支援を行う、ケアマネジャーを始めとする専門職の負担軽減やトラブル回避に役立つことを目的としています。

特に質問されることが多い順に掲載しました。ぜひ参考にしてください。

Q & A



Q

ケアマネジャーが代理で住民票や戸籍の取得、制度の申請ができますか？

本人の委任状など必要な書類と、代理人の身分証明があれば可能です。但し、代理申請に関する本人の意思表示が困難な場合には不可です。

A



Q

経済的に困窮している方が、今日入院したので、明日生活保護の申請をしたいが、入院日から適用されますか？

生活保護の開始は、急迫の場合や、やむを得ない事情（深夜など）を除き、原則「申請のあった日から要保護状態である」場合に適用されるので、申請の遅れに真にやむを得ない事情がない限り、設問の場合の入院日は適用されません。なお、原則として申請は本人の意思に基づくこととされ、代理申請は認められないが、本人の申請意思が明らかな申請書等を代理人が提出する場合の申請は有効です。

A



Q

意思決定ができない状況の支援について、ガイドラインのようなものはありますか？

厚労省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の他、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」などを参照ください。

A



人生の最終段階における
医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

詳しくは右記QRコードを読み取ってご覧ください >>>



認知症の人の日常生活・社会生活における
意思決定ガイドライン

詳しくは右記QRコードを読み取ってご覧ください >>>



それでは、支援を円滑に行うための手引きを引き続きご覧ください。

いつも支援おつかれさまです
今日も一日よろしくお願ひします

利用開始



初回の面接で色々聞き取りしたい事は多いと思いますが、一度に聞き出そうとすると相手を困惑させてしまう可能性があります。

通常の生活歴の聞き取り等からアセスメントを始め、質問攻めにならないよう気を付けましょう。

支援を行う中で関係性を築き、少しずつ詳細を伺うタイミングを見極めていきましょう。

項目	押さえてほしいポイント	注意すること
家族・親族 に関すること 	<input type="checkbox"/> 家族や親族の有無 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 生活歴 (出身地・職歴・婚姻歴等)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に誰に連絡するか等、キーパーソンについても確認しましょう。 ・何に興味があるか生活歴のアセスメントがプラン作成に活かされます。本人の興味のあるもの等を探りましょう。
生活状況 に関すること 	<input type="checkbox"/> 主な生計手段 <input type="checkbox"/> 金銭管理の状況 (収支状況など) <input type="checkbox"/> 生活保護の利用有無 <input type="checkbox"/> 連絡手段の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・介護に利用できる金額はどの程度なのか、プラン作成時に重要な問題となります。時間が経つと逆に聞きにくくなることもありますので、早めに確認しましょう。 ・生計手段や金銭管理(貯金)、収支の把握や用途について、支援者は留意しておく必要があります。懸念がある場合は権利擁護の制度の活用も視野に入れておく必要があります。早めに検討しておきましょう。
意思決定支援 に関すること 	<input type="checkbox"/> 本人の人生観 <input type="checkbox"/> 本人の将来展望 <input type="checkbox"/> 現在の病気、病歴、受診歴 <input type="checkbox"/> 生活課題の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な関わりの中での会話や、訪問看護や介護サービス事業者等、多職種からの報告で、価値観や好みに関する情報収集を常に行いましょう。 ・病歴を知る事で、どのような生活実態だったか等を予測できます。
社会との交流 に関すること 	<input type="checkbox"/> 民生委員など 地域関係者との連携 <input type="checkbox"/> 医療機関との連携 <input type="checkbox"/> 友人や知人との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者単独で対象の全てをフォローすることはできません。民生委員や自治会、友人などの関係性を確認することは重要です。



サービス利用開始後の

モニタリング

毎月のモニタリングにおいて、日常的な関わりの中での会話、サービス事業所からの報告等、価値観や選好に関する情報収集を常に行いましょう。

意思を伝えられなくなる前に

本人が自ら意思を伝えられない状態になる可能性がある事を念頭に、サービス担当者会議等は、意向や価値観の共有を図る場として、成年後見人や、生活保護であればケースワーカーなどの関係者にも参加を呼びかけましょう。

金銭管理等に懸念がある場合は

権利擁護の各種制度の活用も視野に入れて支援に当たりましょう。本人が制度利用に難色を示す場合もありますが、専門職として随時利用を促すことも必要です。但し、本人の意向に反するような、利用の強制とならないように注意しましょう。

人生の最終段階に向けて

本人の意向を常に確認し、本人の意思を尊重できるように、チームで支援を行いましょ。

入院となる場合、病院の地域連携室に情報提供するようにしましょう。

本人がしっかりと意思表示できる内に、聞きにくい内容についても確認を行いましょ。また、本人の意向等の確認はサービス担当者会議等を活用し、皆で共有しましょ。

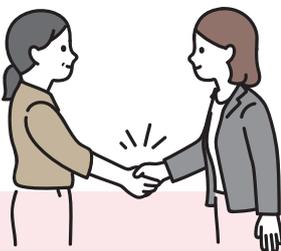
状態が悪化した段階では、関係者間で情報の共有と、看取りや死亡時の役割分担を確認できるように、終末期に向けて関係を構築しておきましょ。

項目	確認したい☑ポイント	注意すること
意思決定 について 	<input type="checkbox"/> 本人が今後どのようにしたいと考えているか。 <input type="checkbox"/> 現在の病気、生活課題の理解度について <input type="checkbox"/> 亡くなった後、どのようにしたいのか ⇒私のリビングウィル(千葉県医師会)等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護、日常生活自立支援事業、成年後見制度、民間の身元保証等利用している場合は、担当者に連絡し、調整を行いましょ。 本人に病識等が乏しい場合は、医師等から病状の説明、本人の病識程度を確認しながら、今後の方向性を確認することも重要です。
緊急連絡先 について 	<input type="checkbox"/> 家族や親族の有無 <input type="checkbox"/> 緊急時に連絡して欲しい人等 <input type="checkbox"/> キーパーソン <input type="checkbox"/> 友人(会っておきたい人など)	<ul style="list-style-type: none"> 家族や親類がいなくて聞いていても、終末期が近づくと、ふと親類の連絡先を覚えてくれる場合もあります。以前いないと聞いていても、別の親類はいないか、年賀状のやり取りはないか等、聞き方を変えてアセスメントしましょ。
金銭面 について 	<input type="checkbox"/> 銀行の出入金 <input type="checkbox"/> サービス利用料の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 本人が銀行に行けなくなった場合、生活費や療養費の確保が困る事になります。支援してくれる人がいない場合や困窮した場合など、他制度の活用を速やかに、関係機関に相談しましょ。
家屋 について 	<input type="checkbox"/> 大家の連絡先の確認 <input type="checkbox"/> アパートの契約について確認 <input type="checkbox"/> 家の片付け等	<ul style="list-style-type: none"> 居宅で状態が急変し、死亡した場合、大家に連絡が必要となる場合があります。 亡くなった後の家財処分等をどうしたいのか本人の意思を確認しておきましょ。 死後事務委任等、専門家に相談しましょ。
地域との関り 	<input type="checkbox"/> 民生委員など地域関係者との連携 <input type="checkbox"/> 医療機関との連携 <input type="checkbox"/> あんしんケアセンターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 身寄りのない高齢者の支援で終末期に不安を抱えている場合、あんしんケアセンターとも連携を図りましょ。個別の地域ケア会議が開催される際は支援の方向性、役割分担など、ケアマネジャーの見解が重要になります。

身寄りのない高齢者の方には

各種エンディングノート・「私のリビングウィル(千葉県医師会)」等の活用を勧める事も有効です。モニタリングの際にノートと一緒に作成すれば、普段聞き取りにくい内容についても、スムーズに話をすることが出来ると思います。

あんしんケアセンター等の他機関と必要に応じて連携していきましょ。



葬祭後のトラブル回避

とある施設での具体例として、生活保護を受給し、施設入所していた夫婦の夫が亡くなったが、子がなく妻も寝たきり状態であったため、施設で対応することとしました。墓もなかったため、本人の生前の意向もあり散骨したが、後日、前妻の子という人物から遺骨の引き渡しを求められました。当該施設では、今でいうエンディングノートのような、本人の意向や信教について確認を入所時にしていたので、それを根拠に対応したことを説明し、相手方の理解を得ることができました。

急変・死亡後の 遺体・遺品の 引き取りについて

急な対応に備え、
事前確認をおす
めます。

いままで
ありがとう



死亡時は、亡くなった場所
で連絡先が変わります。



事前

に確認して
おきたいこと

(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会より、入居者死亡後の残置物の処理に関する、ガイドブックが発行されています。詳しくは下記QRコードを読み取ってご覧ください。



いざという時のための3つの事前確認

POINT
01

生活保護受給者 ▶▶▶ 社会援護課の担当ケースワーカーに確認

特に休日対応等については、事前に担当部署と調整しておきましょう。
※遺体引き取り・死亡届を出す親族等がないかどうか確認し、遺体の引き取りについてしっかり確認を行いましょう。(訪問診療が入っている場合、警察への通報が必要か等)

参考 すぐに引き取りが難しい場合等に備え、業者への依頼が必要な場合
千葉市ホームページ「千葉市斎場登録葬祭業者一覧」(QRコード)
※市が利用を推奨する業者という意味ではありません



POINT
02

生活保護受給者以外、身寄りがない場合 ▶▶▶ 警察へ通報

遺留金は葬祭費へ当てられますので、サービス利用料等の支払いは、事前に本人や関係者と話し合っておきましょう。

参考 FAQ 千葉市よくある質問と回答：
身寄りのない人が死亡したとき (QRコード)



POINT
03

死亡届の提出 ▶▶▶ 関係者と事前に情報共有

死亡届は「戸籍法第87条」の規定により、届出人(提出者とは異なります)が定められています。死亡親族や同居人がいない場合は、地主や家屋の管理人の他、同居以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者が行えます。これらの関係者と事前に情報共有できている場合は、速やかに連絡しましょう。

身寄りのない方が亡くなった時の連絡先

➔ 病院で亡くなった場合 病院 ▶▶▶ 市へ連絡

身寄りのない方が病院で亡くなると、病院から市へ連絡が入り、墓地・埋葬等に関する法律第9条に基づいて、市が対応(火葬・埋葬)します。

※病院でお亡くなりになった場合の所持金は、葬祭費に充当されることになるため、市へ引き渡しとなります。

➔ 自宅で亡くなった場合 最寄りの警察へ通報 ▶▶▶ 警察から市へ連絡

訪問医師による死亡診断書がある場合などは、警察に通報の際にその旨を報告してください。

※葬祭費用については、本人の所持金から支払いが出来ない場合、市が相続人を確定するために親族を調査し、相続人に請求します。

※把握している遺留金などは、葬祭費に充当されます。現金等がある場合には、明細を作成し、警察または行政の担当部署(生活衛生課または社会援護課)に渡しましょう。なお、現金があり、サービス事業所への支払いなどがある場合は担当部署(生活衛生課または社会援護課)に相談しましょう。

その他の手続きなど、裏表紙
をご覧ください。



身寄りのない方の 遺品・事務手続き に困ったら

お役立ちコラム

成年後見人の死後事務について

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成28年法律第27号)によって、相続財産の保全行為、弁済期が到来した相続債務の弁済、火葬または埋葬に関する契約の締結などの事務については、成年後見人が行えることとなりました。

死亡後の遺留金等の取り扱い

「相続財産管理人」を選任

相続人が全員相続放棄した場合や法定相続人がいない場合、関係者が「相続財産管理人」を選任しなければならない可能性があります。この「相続財産管理人」は、当該財産を管理・清算する人で、「相続人」ではありません。

なお、民法第959条により、処分されなかった相続財産は国庫に帰属します。

詳しくは下記QRコードを読み取ってご覧ください



相続に関すること

千葉家庭裁判所
☎043-233-5327



自治体等に遺贈

遺贈するには遺言書が必要です

遺贈とは、遺言により遺産を特定の個人や団体に贈ったり、寄附したりすることをいい、千葉市でも遺贈によるご寄附を受け入れています。遺贈によるご寄附を頂いた際は、一般的な寄附と同様、寄附くださった方のご意志に沿った使途で活用いたします。遺贈するには、遺言書の作成が必要です。遺言書の作成にあたっては、専門家にご相談することをお勧めしております。

遺贈に関すること

千葉市
☎043-245-5074



遺言書に関すること

千葉公証役場
☎043-227-3661



遺言書保管制度

千葉地方法務局
☎043-302-1311



主な他法・他制度・他機関一覧

成年後見制度利用相談・日常生活自立支援事業

千葉市成年後見支援センター
☎043-209-6000
千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ3階

千葉市あんしんケアセンター
※対象の方のお住いの
圏域のあんしんケアセンター



法律相談

法テラス千葉
☎0570-078315
千葉市中央区中央4-5-1 Qiball2階

身寄りのない方の葬祭について

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課
☎043-245-5213 千葉市中央区千葉港
2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階



各区高齢障害支援課

※対象の方のお住いの区の保健福祉センター内

生活保護

各区社会援護課
※対象の方のお住いの区の保健福祉センター内

意思決定支援の手引き作成委員会メンバー

千葉市介護支援専門員協議会
千葉市成年後見支援センター
千葉市地域包括ケア推進課

千葉市あんしんケアセンター花見川
中央区障害者基幹相談支援センター
千葉市在宅医療・介護連携支援センター

千葉市あんしんケアセンター浜野
佐賀宗彦(医師)